

市立小・中学校の適正規模・適正配置の在り方の整理について

1 市立小・中学校の適正規模について

(1) 小規模校・大規模校のメリット・デメリット・学校運営上の課題の整理について

ア 小規模校

「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査」（以下「アンケート」という。）で上位になった項目と関係する「教職員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい」、「学校活動等に係る制限」「教職員の負担増大」などを論点としてメリット・デメリット・学校運営上の課題について審議した。

(ア) メリット

・ 教職員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい

アンケートで保護者・教職員ともに選択割合が高い項目となった。また、委員会では、「少人数指導について、空き教室を活用してきめ細かな指導が行われている」などの意見が出された。

・ 児童・生徒の人間関係が深まりやすい

アンケートで保護者・教職員ともに選択割合が高い項目となった。

(イ) デメリット

・ 児童・生徒の人間関係や相互の評価などが固定化しやすい

アンケートで保護者・教職員ともに選択割合が最も高い項目となった。また、委員会では、「アンケートで『児童・生徒の人間関係が深まりやすい』の回答割合が高い一方で『人間関係や総合の評価などが固定しやすい』の回答割合も高いことに留意していく必要がある」などの意見が出された。

・ 学校活動で制限を受けやすい

アンケートでは「部活動の設置が制限される」や「運動会や文化祭などの集団活動に制約が生じやすい」の項目に対する選択割合が高くなった。また、委員会では、視察を踏まえ、「生徒数が少なく、部活等の選択に苦労を感じた」という意見や「小規模校で1クラスだけだと問題が発生した時に対応ができなくて困るという話を聞く」などの意見が出された。

(ウ) 学校運営上の課題

・ 教職員の負担が大きくなりやすい

アンケートでは「一人当たりの校務負担や学校行事に関する負担が重くなりやすい」、「教職員数が少なく、バランスのとれた配置を行いにくい」の項目に対する選択割合が高くなった。また、委員会では、「一人の先生の役割分担が多岐にわたり、一人当たりの責任がとても重いのではないか」などの意見が出された。

イ 大規模校

アンケート調査で上位になった項目と関係する「学校活動に活気が生じやすい」、「学校施設や備品の利用に係る制限」「児童・生徒、教職員の人数の多さに起因する学校運営上の課題」などを論点としてメリット・デメリット・学校運営上の課題について審議した。

(7) メリット

・ 運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい

アンケートで保護者・教職員ともに選択割合が高い項目となった。また、委員会では、「大規模校は学校活動に勢いがある非常に盛り上がる」などの意見が出された。

・ 児童・生徒の学校生活における多様性や選択肢の幅が広がりやすい

アンケートでは特に中学校において保護者・教職員ともに選択割合が高い項目になった。委員会では、「希望する部活動が設置されている大規模校に通学するため、学校選択制度を利用する生徒が一定数存在する」などの意見が出された。

(4) デメリット

・ 学校施設や備品の利用に制限を受けやすい

アンケートでは、教職員で「特別教室や体育館等の施設・設備の利用面で、一定の制約がかかりやすい」の選択割合が最も高い項目となった。委員会では、「教職員の立場からは、体育館や特別教室の利用が限られてしまうため、本来実施すべき内容が制限されてしまうことが一番大きい課題である」という意見が出された。

・ 教職員による児童・生徒一人一人の把握が難しくなりやすい

アンケートでは、保護者で「全教職員による児童・生徒の一人一人の把握が難しくなりやすい」の選択割合が最も高い項目となった。委員会では、「指導の観点からは、なかなか生徒に目が届きにくいという課題も感じた」や「教職員の目が行き届かないため、隠れたいじめの案件が発生する事例もあると聞く」など意見が出された。

(5) 学校運営上の課題

・ 教職員のマネジメントや教職員相互の連絡調整等が難しくなりやすい

アンケートでは「教職員相互の連絡調整や共通理解を図ったりする上で支障が生じやすい」や「児童・生徒や教職員が多く、マネジメントが難しくなりやすい」の項目の選択割合が高くなった。委員会では、「学校が大規模になると教職員間の意識調整や実施に当たってのスピード感などの面で難しい」という意見が出された。

(2) 学校の適正規模について

ア 学校の適正規模

小規模校・大規模校のメリット・デメリット・学校運営上の課題等に係る審議及びアンケート結果を踏まえて、小・中学校における望ましい学校規模を次のとおりとする。

校種	適正規模	
小学校	12 学級～24 学級程度	(1 学年当たり 2～4 学級程度)
中学校	9 学級～18 学級程度	(1 学年当たり 3～6 学級程度)

※学級当たりの児童・生徒数は、厚木市の現行の学級編制の基準に基づき、小学1～3学年は35人以下、小学校4～6学年及び中学校1～3学年は40人以下で算出している。

イ 適正規模の範囲設定の考え方

(7) 小学校

・アンケートで「望ましい学級数を選択した理由」で「教員の目が届きやすい」、「人間関係が深まりやすい」、「多様な人間関係の構築」、「多様な考え方や切磋琢磨する機会」などの選択割合が高いことから、児童への教育指導、児童間の人間関係

の形成などが図られやすい学級数が望ましい。

- ・アンケートで「1学級」及び「5学級以上」の選択割合は保護者、教職員ともに非常に低くなっており、また、委員会で審議した小規模・大規模校のデメリットや学校運営上の課題とも合致している。
- ・学校規模を適正化することにより、全ての学年でクラス替えや学級の枠を超えた習熟度別学習等の実施、各学年に複数の教職員を配置することが可能となる。

(4) 中学校

- ・アンケートで「望ましい学級数を選択した理由」で「教員の目が届きやすい」、「集団活動や学校行事に活気が生じやすい」、「豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成」などの選択割合が高いことから、教員の目が届きやすく、きめ細かい教育指導が行える学級数であることに加え、集団活動や学校行事の実施、豊かな人間関係の構築、多様な集団の形成などを図るため一定以上の生徒数となる学級数が望ましい。
- ・アンケートで「望ましい学級数」で「1学級」、「2学級」、「7学級以上」の選択割合は保護者、教職員ともに非常に低くなっており、また、委員会で審議した小規模・大規模のデメリットや学校運営上の課題とも合致している。
- ・学校規模を適正化することにより、活気のある集団活動や学校行事の実施や多様な集団の形成を図ることが可能であるとともに、免許外指導を解消し、全ての授業で教科担任による学習指導が可能となる。

(3) 適正規模を考える際の留意事項について

ア 1学級当たりの児童・生徒数について

- ・適正規模の審議に当たっては、アンケートで「1学級当たりの児童・生徒の少人数化を考えるべき」などの回答が寄せられた。また、委員会における「大規模校や小規模校を問わず、1学級当たりの人数は変わらないので、1学級当たりの児童・生徒数をどのように考えるべきか整理する必要がある」などの意見を踏まえ、学校規模検討の前提となる1学級当たりの児童・生徒数について審議を進めた。
- ・委員会では、小・中学校の学級編制の現状や市の少人数学級等に向けた取組状況を確認した上で、児童・生徒への教育的な指導効果や新型コロナウイルスを始めとする感染症対策などの観点、国で少人数による学級編制の検討を進めていることを踏まえ、少人数学級や少人数指導の推進について市として引き続き検討していく必要があることを確認した。
- ・その上で、1学級当たりの児童・生徒数を定める学級編制基準については、基本的には国の基準に基づき定められているものであり、市費負担で教職員の加配等を実施し、少人数による学級編制を行うことは、教職員の人材や財源の確保などの課題が考えられることなどから、今後、適正規模の検討に当たっては、小・中学校の学級編制が少人数化した場合における学校規模等を考慮しつつ、現行の市の学級編制基準に基づき、適正規模を審議することを確認した。

イ 特別支援学級について

- ・特別支援学級は通常学級とは別の学級編制を行っており、学校規模検討の際の学級数には含まれていないが、特別支援学級の児童・生徒数及び学級数は過去35年間で約6倍に増加しており、今後も増加が継続する可能性があることから、この点について

て留意しながら適正規模の審議を進めることを確認した。

2 市立小・中学校の適正配置について

学校の適正配置（通学時間・通学距離）について、本市のこれまでの適正配置の考え方や児童・生徒の通学時間の現状等を確認した上で、通学に伴う負担や安全面などの観点から通学距離・通学時間の範囲（上限）について審議した。

(1) 通学時間・通学距離の現状について ※1 km=15分程度として算出

- ・令和2年度における各小・中学校の通学路の最長距離としては、小学校では、依知小学校の3.6 km（50～60分程度）、中学校では荻野中学校の3.5 km（50～60分程度）となっている。各学校の最長距離の平均値は、小学校は約1.9 km（30分程度）、中学校は約2.6 km（35～40分程度）となっている。
- ・アンケート「児童・生徒の通学時間」の項目では、児童では15分（1 km）未満が47.1%、30分（2 km）未満が41.2%、生徒では30分（2 km）未満が49.0%、15分（1 km）未満が41.6%となっており、児童・生徒共に約90%が30分（2 km）未満の通学時間となっている。

(2) 通学時間・通学距離の上限について

ア アンケート「許容できる通学時間」の項目について

- ・アンケートでは、小・中学校ともに「30分未満」が1位となっており、児童・生徒の保護者、小・中学校教職員の全区分で70%程度の割合になっている。
- ・小学校では、保護者と教職員で順位は逆になるが、「15分未満」と「45分未満」が2位、3位となっており、4位は共通で「60分未満」となった。「60分以上」を選択した保護者、教職員はいなかった。
- ・中学校では、生徒保護者、教職員共通で「45分未満」が2位となった。3位は保護者では「15分未満」、教職員では「60分未満」となった。
- ・アンケート「適正規模・適正配置の検討に必要な配慮」の項目では、「通学時の安全確保等」に関する意見が64件、「通学手段（通学の負担軽減）等」に関する意見が36件寄せられた。
- ・児童・生徒の通学方法は、ほぼ全員が「徒歩のみ」となっている。

イ 通学時間・通学距離の上限について

校種	適正配置（通学時間・通学距離の上限）
小学校	おおむね45分（3 km）以内
中学校	おおむね60分（4 km）以内

ウ 通学時間・通学距離の上限設定の考え方

- ・これまでの本市の適正配置の方針及び国の考え方では小学校はおおむね4 km以内、中学校はおおむね6 km以内となっており、徒歩換算ではそれぞれ60分、90分となっているが、アンケート調査結果では、現状の通学時間では60分以上かかる児童・生徒は存在せず、また、保護者・教職員が許容範囲だと考える通学時間においても60分以上と回答している割合はほぼいない。（生徒保護者で1.2%、その他区分では選択者はいない。）
- ・現状で最長となる通学路は、小学校で3.6 km、中学校では3.5 kmであり、当該の児

童・生徒を含めほぼ全てが徒歩で通学している。

- ・委員会では、「児童・生徒はランドセルや部活の荷物などの重い荷物を持って通学しているので、小学校4 km、中学校6 kmはかなりきついのではないか」などの意見が出された。

(3) 通学時間・通学距離を考える際の留意事項等について

ア 通学時間・通学距離の考え方について

- ・アンケートでは、「通学距離が長くなった児童・生徒に対して、スクールバス・自転車通学等の対応が必要ではないか」などの意見が寄せられた。
- ・委員会では、「通学時間と通学距離の両方ではなく、どちらかが適正範囲を超える場合は何らかの対応を実施していく必要がある」や「通学区域を考える際には距離だけでなく、通学経路におけるアップダウンや通学路の整備、登校班の管理など、学校ごとの状況を考慮する必要がある」などの意見が出された。

イ 通学時間・通学距離を考える際の留意事項

- ・アンケートでは、「通学に時間がかかる生徒については、安全を第一にできるようにしてほしい」、「通学距離が延びれば、その分だけ危険が増えるので、保護者が納得する方法を考えていく必要がある」などの意見が寄せられた。
- ・委員会では、「たとえ通学時間・通学距離の範囲内であっても、通学時間や距離が長くなる児童や生徒に対しては必要となる対策を行っていく必要があるのではないか」、「時間や距離とともに安全な登下校環境の整備についても、併せて考えていく必要がある」、「毎日歩いて通学することは、体力向上の観点から重要である。安易にバスでの通学や自家用車での送迎を認めると、徒歩での通学がもたらす子どもの体力向上という効果が省かれてしまう可能性もあると思うので、その辺りも考慮する必要がある」などの意見が出された。

3 その他

(1) プールについて

委員会では、現在、全市立小・中学校に整備されているプールについて、教育上の必要性、稼働率や維持・管理のコストなどを踏まえ、今後のプールの在り方について、市として検討を行う必要があるのではないかと意見が出された。